

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-151142(P2020-151142A)

【公開日】令和2年9月24日(2020.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2020-039

【出願番号】特願2019-51946(P2019-51946)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 1 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月20日(2021.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

正面側が開口した箱状の基体と、

基体の開口を開閉可能な前扉と、

施錠装置と

を備え、

施錠装置における所定の取っ手が操作されると前扉が開放可能となるよう構成されており、

基体の背部には、最大径が100mm以上的第一開口部が形成されており、

第一開口部を介して手指を用いて施錠装置における所定の取っ手が操作可能となっており、

基体の背部には、第二開口部が形成されており、

施錠装置における所定の取っ手は、第二開口部から視認可能となっており、

基体の背部には、第三開口部が形成されており、

基体の内部は、第三開口部から採光可能となっている

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本態様に係る遊技機は、

正面側が開口した箱状の基体と、

基体の開口を開閉可能な前扉と、

施錠装置と

を備え、

施錠装置における所定の取っ手が操作されると前扉が開放可能となるよう構成されており、

基体の背部には、最大径が100mm以上的第一開口部が形成されており、

第一開口部を介して手指を用いて施錠装置における所定の取っ手が操作可能となっており、

基体の背部には、第二開口部が形成されており、

施錠装置における所定の取っ手は、第二開口部から視認可能となっており、

基体の背部には、第三開口部が形成されており、

基体の内部は、第三開口部から採光可能となっている

遊技機である。